

コンピューター・ネットワーク等を利用した 違法行為・迷惑行為等の禁止について

以下のような違法行為や迷惑行為は、通信記録や利用記録をもとに、多くの場合、いつ誰が行ったか判明します。その結果、**法的な罰則や損害賠償請求等を受ける可能性がありますので、絶対にやめましょう。**

1. 著作権等の侵害行為の禁止について

コンピューターやネットワークを利用した以下のような行為は、著作権等の侵害行為に当たり、違法行為となるので、絶対にやめましょう。

- ・著作権者、著作隣接権者の許諾なく「不特定多数の人とデータ交換・共有すること目的としたソフトウェア」(Winny や BitTorrent などのファイル交換ソフト) を使って、ファイルを違法に複製・公開する行為
- ・著作権者、著作隣接権者の許諾なく、動画投稿サイトなどに公開したり、違法なダウンロードをする行為
- ・ストリーミングデータや音楽CD、DVD-Video、ゲームソフトなどを違法に複製する行為
- ・アプリケーションソフトなどを違法に複製したり、ライセンスを違反して利用する行為

2. 不正アクセスの禁止について

コンピューターやネットワークを利用した以下のような行為は、不正アクセス禁止法等の違法行為となるので、絶対にやめましょう。

- ・他人のコンピューターやネットワークに無権限で侵入したり、勝手に利用できる状態にしてしまう行為
- ・データを改ざんしたり、破壊したり、盗用する行為
- ・他人のパスワードやデータを、本人の許可なく第三者に提供する行為
- ・他人に成りすまして、コンピューターやネットワークを利用する行為

3. Web掲示板、ブログ、SNS、動画投稿サイト等への投稿(書き込み)時の注意点

投稿(書き込み)を許可している Web 掲示板・ブログ・SNS (X(旧 Twitter)や Facebook、LINE 等)・動画投稿サイト等に対して、そのサイトの主旨を大きく逸脱するような投稿、反社会的な内容の投稿、個人や団体などの名誉を傷つけるような投稿などは、違法行為や迷惑行為となる場合があるので、絶対にやめましょう。

利用資格の取り消し及び停止について

コンピューターやネットワークを利用した違法行為や迷惑行為を行った場合、「コンピューター等利用規程」第 13 条および「情報セキュリティ管理運用規程」第 9 条に基づき、本学が提供するネットワークや各種サービス等に関する利用資格の取り消しや一定期間の利用停止の措置を講じる場合があります。

※ 各規程は情報基盤センターホームページ https://www.ygu.ac.jp/computer/c2c_csirt.html を確認してください